

管理の方法に従わなければならない。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第71条関係）

種 別	金 額 (月 額)
卸売業者市場使用料	当該月の卸売金額の1,000分の3に相当する額（以下「卸売業者売上高割使用料」という。）及び卸売場の面積1平方メートルにつき 567円
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第50条第2項ただし書の規定に基づき買入れた物品の当該月の販売金額（消費税等相当額を含んだ金額）の1,000分の3に相当する額（以下「仲卸業者売上高割使用料」という。）及び仲卸売場の面積1平方メートルにつき 1,575円
関連事業者市場使用料	関連事業売場の面積1平方メートルにつき 1,680円
事務所使用料	事務所の面積1平方メートルにつき 1,680円
保冷施設使用料	保冷施設一式 76,125円
苗物保管施設使用料	苗物保管施設の面積1平方メートルにつき 199円50銭
<p>摘要</p> <p>1 使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 卸売業者市場使用料 卸売業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額</p> <p>(2) 仲卸業者市場使用料 仲卸業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額</p> <p>(3) その他の使用料 この表により算定した額</p> <p>2 前項の使用料の額は、消費税等相当額を含んだ額である。</p>	

別表第4から別表第6までを削る。

附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第64条第1項の規定による知事の承認があった日以後において規則で定める日から施行する。

金沢市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第28号

金沢市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例

金沢市住居表示整備審議会条例（昭和37年条例第43号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「25人以内で構成する」を「15人以内で組織する」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市議会議員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条第2項中「総理する」を「総理し、審議会を代表する」に改める。

第6条中「これを司会する」を「会長が議長となる」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

---

金沢市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長      山                      出                      保

### ◎金沢市条例第29号

金沢市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

金沢市男女共同参画推進条例（平成13年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

金沢市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長      山                      出                      保

### ◎金沢市条例第30号

金沢市立保育所条例の一部を改正する条例

金沢市立保育所条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市立木越保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長      山                      出                      保

### ◎金沢市条例第31号

老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

老人等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「第15条」を「第12条第1項」に改める。

第2条第1項中「第5号又は第6号」を「第4号又は第5号」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 65歳以上74歳以下の者（医療を受けることができる者を除く。）で、重度の知的障害者であるもの又は石川県知事が交付する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の所持者であるもの

第2条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に、「乳幼児の医療費助成に関する条例」を「子育て支援医療費助成に関する条例」に、「乳幼児を」を「子どもを」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第4号」を「第3号」に、「乳幼児の医療費助成に関する条例」を「子育て支援医療費助成に関する条例」に、「乳幼児を」を「子どもを」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「乳幼児の医療費助成に関する条例」を「子育て支援医療費助成に関する条例」に、「乳幼児を」を「子どもを」に改め、同号を同項第6号とし、同条第3項中「第1項第5号」を「第1項第4号」に改め、同条第4項中「第1項第6号」を「第1項第5号」に改め、同条第5項中「第1項第7号」を「第1項第6号」に改める。

第3条第1項第1号ただし書中「同条第1項第1号イ」を「同条第1項第1号」に改め、同項第2号中「前条第1項第3号及び第4号」を「前条第1項第3号」に、「前条第1項第4号イ」を「前条第1項第3号イ」に改め、同項第3号中「前条第1項第5号から第7号まで」を「前条第1項第4号から第6号まで」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、65歳以上74歳以下の者（老人保健法（昭和57年法律第80号）第12条第5号に掲げる医療（以下「医療」という。）を受けることができる者を除く。）で市長が定める寝たきり又は痴ほうの状態にあるもの及び医療を受けることができる75歳以上の者で市長が定める寝たきり又は痴ほうの状態にあるものについては、改正前の老人等の医療費の助成に関する条例は、なおその効力を有する。
- 3 改正後の第2条第1項及び第3条第1項の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第32号

金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例

金沢市長寿お祝い金条例（昭和46年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市福祉保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第33号

金沢市福祉保健センター条例の一部を改正する条例

金沢市福祉保健センター条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市福祉健康センター条例

第1条中「健康の保持及び」を「健康づくりを支援し、健康の」に、「福祉保健センター」を「福祉健康センター」に改める。

第2条中「福祉保健センターの」を「福祉健康センターの」に改め、同条の表中「金沢市泉野福祉保健センター」を「金沢市泉野福祉健康センター」に、「金沢市元町福祉保健センター」を「金沢市元町福祉健康センター」に、「金沢市駅西福祉保健センター」を「金沢市駅西福祉健康センター」に改める。

第3条中「福祉保健センター」を「福祉健康センター」に改め、同条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 健康の増進に関する正しい知識の普及並びに情報の収集及び提供に関すること。

第4条中「福祉保健センター」を「福祉健康センター」に改める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 金沢市保健所及び福祉保健センター使用料等徴収条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例

第1条中「福祉保健センター」を「福祉健康センター」に改める。

3 職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第3号を次のように改める。

(3) 福祉健康センター

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第34号

金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

金沢市食品衛生法施行条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

(1) 食品取扱施設等における衛生管理は、次に定めるところによること。

ア 一般事項は、次に定めるところによること。

(ア) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

(イ) 施設、設備及び機械・器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じて、手順書を作成すること。

(ウ) 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱い及び適切な受注管理を行うこと。

イ 施設の衛生管理は、次に定めるところによること。

(ア) 施設及びその周辺は、毎日清掃し、衛生上支障が生じないようにすること。

(イ) 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、不必要な物品等を置かないこと。

(ウ) 作業場内の壁、天井及び床は、常に清潔にしておくこと。

(エ) 作業場の採光、照明、換気及び通風を十分に行うとともに、必要に応じて、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

(オ) 窓及び出入口は、みだりに開放しないこと。やむを得ず開放する場合には、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

(カ) 排水溝への廃棄物の流出を防ぎ、排水がよく行われるように排水溝の清掃及び補修を行うこと。

(キ) 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(ク) 作業場内には、犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）、猫、小鳥等の動物を入れないこと。

ウ 食品取扱設備等の衛生管理は、次に定めるところによること。

(ア) 衛生保持のため、機械・器具類は、その目的に応じて使用すること。

(イ) 機械・器具類及び分解した機械・器具類の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品への混入を防止するため洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。

(ウ) 機械・器具類は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。

(エ) 機械・器具類の洗浄に洗浄剤を使用する場合は、適正な洗浄剤を適正な濃度で使用すること。

(オ) 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌又は除菌に用いる装置は、

その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。

- (カ) ふきん、包丁及びまな板は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させて、衛生的に保管すること。
- (キ) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質は、それぞれ明確な表示をし、食品等と区別して所定の場所に保管すること。
- (ク) 施設及び設備の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させて、所定の場所に保管すること。
- (ケ) 手洗設備には、手洗いに適当な洗浄剤、消毒剤等を常に補充し、使用できる状態にしておくこと。
- (コ) 洗浄設備は、常に清潔にしておくこと。
- (ク) 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。

エ ねずみ及び昆虫対策は、次に定めるところによること。

- (ア) 1年に2回以上ねずみ、昆虫等の生息調査を実施し、その実施の記録を1年間保存すること。
- (イ) ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除し、その実施の記録を1年間保存すること。
- (ウ) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

オ 廃棄物及び排水の取扱いは、次に定めるところによること。

- (ア) 廃棄物の保管及び廃棄の方法について、必要に応じて、手順書を作成すること。
- (イ) 廃棄物の容器は、汚液及び汚臭が漏れないようにし、かつ、常に清潔にしておくこと。
- (ウ) 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品を取り扱い、又は保管する区域に保管しないこと。
- (エ) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
- (オ) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

カ 食品等の取扱いは、次に定めるところによること。

- (ア) 食品又は添加物の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について点検し、その状況を仕入れ数量、仕入れ年月日等とともに記録し、これを保存するよう努めること。
- (イ) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、製造、加工又は調理に供すること。
- (ウ) 冷蔵設備内では、相互汚染が生じないように区画して保存すること。
- (エ) 包装されていない食品（野菜、果物並びに野菜及び果物以外の食品で加工等をして食べるものを除く。）を販売する場合は、衛生的な保管容器に納め、汚染されないように取り扱うこと。
- (オ) 添加物を使用する場合は、正確に量り、適正に使用すること。
- (カ) 食品は、当該食品の水分活性、水素イオン濃度、微生物による汚染状況、消費

期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存するなど、製造、加工、調理、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

(キ) 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。

a 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

b 製造、加工又は調理を行う区画へは、当該区画で作業を行う従事者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該従事者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。

c 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備及び機械・器具類は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(ク) 原材料の保管に当たっては、使用期限等に応じ、適切な順序で使用されるよう配慮すること。

(ケ) 容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護することができ、かつ、適切な表示を行うことができるものを使用すること。

(コ) 再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。

(カ) 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講ずること。

(シ) 規格基準の定められている食品、添加物等を製造し、又は加工した場合は、その製品について定期的に検査を行い、その記録を1年間保存すること。

(ス) 営業車に積載する食品は、原則として、仕込み場所において、あらかじめ調理加工等をしたものとする。

(セ) 営業車内における食品の取扱いは、小分け、盛付け、加熱処理等の簡単な調理加工及び包装を行うことに限ること。

キ 使用する水等の管理は、次に定めるところによること。

(ア) 水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用し、1年に1回以上(不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度)水質検査を行い、その成績書を1年間保存すること。

(イ) 水質検査の結果、飲用に適しないものであることが判明したときは、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。

(ウ) 貯水槽を使用する場合は、定期的に貯水槽の内外を清掃し、清潔にしておくこと。

(エ) 水道水以外の水を使用する場合で、殺菌装置又は浄水装置を設けてあるときは、常にその装置が正常に作動していることを確認すること。

(オ) 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水からつくるとともに、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

(カ) 営業車のタンクの水は、作業前に入れ替えること。

ク 食品衛生責任者に関しては、次に定めるところによること。

(ア) 営業者は、営業の施設の見やすい場所に食品衛生責任者の標識を掲示しておくこと。

(イ) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

- (ウ) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を行うとともに、営業者に対し、必要に応じ、意見を述べること。
- (エ) 営業者は、(ウ)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。
- (オ) 食品衛生責任者は、保健所長が認める食品衛生に関する講習等の受講によりその資格を得ること。
- ケ 営業者又は従事者は、保健所長が認める食品衛生に関する講習を受講すること。
- コ 食品衛生上の問題が発生した場合の販売食品等の回収は、次に定めるところによること。
- (ア) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、保健所への報告等の手順を定めること。
- (イ) 回収を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収に関する情報の公表について考慮すること。
- サ 営業者は、施設及び食品等の取扱い等に係る管理運営に関する要領を作成し、従事者に周知徹底させること。
- シ 飲食店営業のうち、旅館、弁当屋、仕出し屋その他これらに類する業態において、一連の作業として1回50人食以上又は1日150人食以上を調理した場合は、検食を食事提供後72時間以上保存すること。
- (2) 食品取扱施設等における従事者等の衛生管理は、次に定めるところによること。
- ア 営業者は、食品衛生上必要な従事者の健康状態を把握すること。
- イ 営業者は、保健所長から従事者に係る検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。
- ウ 営業者は、次に掲げる症状を呈している従事者を食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。ただし、皮膚に外傷があつて(カ)に該当しない者にあつては、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うことにより従事させることができる。
- (ア) 黄疸
- (イ) 下痢
- (ウ) 腹痛
- (エ) 発熱
- (オ) 発熱を伴うのどの痛み
- (カ) やけど、切り傷その他皮膚の外傷のうち、感染が疑われるもの
- (キ) 耳、目又は鼻からの分泌(病的なものに限る。)
- (ク) 吐き気又はおう吐
- エ 営業者は、従事者が1類感染症、2類感染症若しくは3類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。
- オ 従事者は、作業中は清潔な外衣を着用し、作業場内では専用の履物を用いるとと



もに、必要に応じて、マスク及び帽子を着用すること。

カ 従事者は、常につめを短く切り、作業前及び用便後は、手指の洗浄及び消毒を行うこと。

キ 従事者は、作業場においては、所定の場所以外の場所で次に掲げる行為をしないこと。

(ア) 作業衣等の着替えをすること。

(イ) たばこを吸うこと。

(ウ) つば若しくはたんを吐き、又は鼻をかむこと。

(エ) 飲食をすること。

(オ) その他不衛生な行為をすること。

ク 従事者以外の者が食品等を製造し、加工し、又は調理する場所に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、この号の従事者等の衛生管理に関する規定に従わせること。

(3) 食品取扱施設等における従事者等に対する教育訓練は、次に定めるところによること。

ア 営業者並びに食品衛生管理者及び食品衛生責任者は、従事者に起因する食中毒病因微生物による食品の汚染が防止され、かつ、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるように従事者の衛生教育に努めること。

イ アの衛生教育には、第1号ア(イ)、オ(ア)、カ(カ)、コ(ア)及びサに関する事項を含むものとする。

ウ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を必要に応じて実施すること。

(4) 食品の運搬は、次に定めるところによること。

ア 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品を汚染しないよう常に清潔にし、補修等を行うことにより適切な状態を維持すること。

イ 食品及び食品以外の貨物を混載する場合は、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じて、食品を適切な容器に入れるなど、食品及び食品以外の貨物の区分けをすること。

ウ 運搬中の食品がじんあい、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。

エ 品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じて、消毒を行うこと。

オ 未包装の食品を輸送する場合は、必要に応じて、食品の輸送専用の車両、コンテナ等を使用し、当該車両、コンテナ等に食品の輸送専用であることを明示すること。

カ 運搬に当たっては、食品に適切な温度、湿度等の管理に注意すること。

キ 配送時間が長時間に及ばないように配送経路等に留意し、時間の管理に注意すること。

ク 弁当等にあつては、配送経路及び出荷時間に注意するなど、摂食予定時間を考慮した配送を行うこと。

別表第2第1号オ中「、ねずみ、昆虫等の駆除作業」を「ねずみ、昆虫等の生息調査」に改め、同号に次のように加える。

カ ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除し、その実施の記録を1年間保存すること。

別表第2第2号エ中「洗剤」を「洗浄剤」に改め、同表第3号ウ中「1回以上」の次に「(不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度)」を加え、同表第6号アを次のように改める。

ア 営業者は、食品衛生上必要な従事者の健康状態を把握すること。

別表第2第6号ウを次のように改める。

ウ 営業者は、次に掲げる症状を呈している従事者を食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。ただし、皮膚に外傷があつて(カ)に該当しない者にあつては、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うことにより従事させることができる。

(ア) 黄疸

(イ) 下痢

(ウ) 腹痛

(エ) 発熱

(オ) 発熱を伴うのどの痛み

(カ) やけど、切り傷その他皮膚の外傷のうち、感染が疑われるもの

(キ) 耳、目又は鼻からの分泌(病的なものに限る。)

(ク) 吐き気又はおう吐

別表第2第6号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 営業者は、従事者が1類感染症、2類感染症若しくは3類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。

別表第2第8号を次のように改める。

(8) 食品衛生責任者に関しては、次に定めるところによること。

ア 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

イ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を行うとともに、営業者に対し、必要に応じ、意見を述べること。

ウ 営業者は、イの規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

エ 食品衛生責任者は、保健所長が認める食品衛生に関する講習等の受講によりその資格を得ること。

別表第2中第9号を削り、第10号を第9号とする。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

---

金沢市結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長      山                  出                  保

◎金沢市条例第35号

## 金沢市結核診査協議会条例の一部を改正する条例

金沢市結核診査協議会条例（昭和26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改め、「及び結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）」を削る。

第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第7条を削り、第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条第1項に次のただし書を加え、同条を第6条とする。

ただし、審議すべき案件がないとき、又はやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

第3条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 協議会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。本則に次の1条を加える。

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

## 附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第1条の規定に基づく金沢市結核診査協議会の委員である者（関係行政庁の職員のうちから任命された委員である者を除く。）は、当該委員の任期が満了するまでの間は、改正後の第1条の規定に基づく金沢市結核診査協議会の委員とみなす。

3 この条例の施行の日以後において最初に選任される委員の任期は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成18年4月30日までとする。

乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第36号

乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

乳幼児の医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

子育て支援医療費助成に関する条例

第1条を次のように改める。

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの心身ともに健やかな育成を図り、子育ての支援に資することを目的とする。

第2条第2項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 この条例において「児童」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、乳幼児以外の者をいう。

第2条第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

この条例において「子ども」とは、乳幼児及び児童をいう。

第4条中「者は」の次に「、児童に係る医療費の助成を受けようとする場合を除き」を加える。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、児童に係る医療費にあつては、入院に係る費用に限るものとする。

第6条第2項中「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の子育て支援医療費助成に関する条例の規定は、平成17年4月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

金沢市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第37号

金沢市墓地条例の一部を改正する条例

金沢市墓地条例（平成4年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

野田山墓地	1平方メートルにつき	72,000円
末広墓地	1平方メートルにつき	72,000円

を

に改める。

野田山 墓地	平成11年から平成13年までの間に造成された区域	1平方メートルにつき	111,000円
	上記以外の区域	1平方メートルにつき	72,000円
末広墓地		1平方メートルにつき	72,000円

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に既に墓地の使用の許可を受けた者に係る当該墓地の使用料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第38号

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「第16条第2項」を「第16条第2項及び第3項」に改め、「提出方法」の次に「並びに地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案の申出の方法」を加える。

第2条に見出しとして「（地区計画等の原案の提示方法）」を付する。

第3条に見出しとして「（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）」を付する。

第4条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（地区計画等に関する申出の方法）

第4条 法第16条第3項に規定する者は、1人で、又は数人共同して、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案について、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、当該地区計画等に係る土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者の3分の2以上の同意を得て行わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による申出の対象となる区域が規則で定める区域に存する場合は、同項の規定による申出を行うことができない。

（申出に対する措置）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申出に対する措置を決定したときは、その旨を遅滞なく当該申出をした者に通知しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第39号

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（利用することができる自動車の種類等）

第5条 自動車駐車場を利用することができる自動車の種類及び要件は、別表第1のとおり